



## 証券税制で個人は年末までに株の総売り、年明けには総買い？

12月までは証券税制は「売り」の徹底推奨で個人は総売り。膨大な売り需要で値下がり？

1月からは証券税制は「買い」の徹底推奨で個人は総買い。膨大な買い需要で値上がり？

### 膨大な売り需要です

個人への上場株式の譲渡益課税は分離課税10%（別途に復興税で計10.147%）です。

これが来年の2014年1月1日からは20%（20.315%）になります。

株価は昨年から大幅上昇し、長期保有の個人投資家ならかなりの含み益でしょう。

原価1000の株が2000となり含み益1000なら、売却時の税金は100から200に倍増です。

税金100で済ませるなら年内売却です。つまり税制は「売り」推奨です。個人は株を売らないといけません。

現実の対応は、「年内に売却」し「同じ金額で買い戻し」です。

つまり2000で売却し、税金100を払い、2000で買い戻します。

つまり含み益を実現させ税率20%でなく10%で課税を済ませ、取得原価2000の株に変えます。

信用取引を使えば「現物株を2000で売り、同時に2000で信用買いし、現引きする」といったより確実な手法もあります。

ただ確実とは言っても、それは膨大な株式が流通するトヨタなど大企業株に限ります。中小株は個人が数百万円の注文をす

るだけで乱高下し、同じ金額で買い戻せるとは限らず、波乱を覚悟しないといけません。

### ただし買戻しといっても、

(1) 買い戻す義務はない。売りっぱなしで、もちろんOK。

(2) 買い戻しても、資金的には税金分100は確実に消える。その消える分が新規に資金投入されるとは限らない。

(3) 売却益1000に対応する売却損1000の塩漬け値下がり株を売却して損益通算させるという手法もある。ただこれも塩漬け株を買い戻さない限り売り需要。

### 売り需要のオンパレード。

証券税制による徹底した「売り」推奨で、年末までに全ての個人株主に判断が迫られます。

年末に向けての膨大な売り需要は値下がり材料となります。

「年内売却も考えましょう」は証券会社において当然になすべき正しいアドバイスです。

### 膨大な買い需要です

1月になればNISA（ニーサ…少額投資非課税制度）です。数百万口座が見込まれます。

20歳以上なら、年100万円の非課税枠、それが5年間、非課税枠最大500万円の株式投資非課税枠がスタートします。

それまでの保有株は、NISA口座に移せず、新規の買いを義務づけます。そして途中で売却したらその非課税枠は消滅します。

つまり一度買わせたら5年間

は売らせないという制度設計。

徹底した「買い」推奨と「売り」非推奨で、強引に株価を上げるための制度となりました。

子が20歳以上で家族4人なら非課税枠年400万円。贈与税基礎控除は110万円。子等に毎年100万円贈与しその資金でNISA。非課税枠の当然の活用法です。

税務からのアドバイスは「年内に400万円分を税率10%で売り切り、今年の贈与税非課税枠で年内に金銭贈与し、年明けに家族4人のNISAで400万円買い」です。5年分で一家に2000万円の非課税となります。

テレビCMには連日NISA、国民皆がNISAに引き込まれます。

### 税制が株価を動かします

本当に税制が株価を急落させるのか？ そうなら、いつ個人が売りに入るか。11月か12月か。

それとも個人売りを海外マネー一等が買い向かって影響ナシ？

そして、年末になるとその売り需要は完全に消滅します。

税率10%最終日となる大納会12月30日受渡のためには、3営業日前の12月25日の売却です。

この日を最後に、証券税制の「売り」推奨は終わります。

明けて1月からの証券税制は、「買い」推奨にチェンジし、ただひたすら買い需要喚起となり、もちろん株価上昇材料です。

株式投資信託も同様です。

売買はご自身の判断でどうぞ。